

# 福岡県公報

平成19年10月15日  
第 2 7 3 8 号

## 目 次

告 示 (第1897号 - 第1916号)

国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農地計画課)	.....	1
公共測量の実施	(土木管理課)	.....	2
公共測量の実施	(土木管理課)	.....	2
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	2
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	2
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	2
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	3
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	4
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	4
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	4
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	4
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	4
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	4
農業振興地域の区域の変更	(農業振興課)	.....	5

公 告

都市計画区域の変更	(都市計画課)	.....	11
都市計画区域の変更	(都市計画課)	.....	11
都市計画区域の変更	(都市計画課)	.....	11
都市計画区域の変更	(都市計画課)	.....	12
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	12

## 正 誤

道路の供用の開始 (平成18年10月福岡県告示第2112号) 中正誤	.....	14
道路の供用の開始 (平成19年 2月福岡県告示第298号) 中正誤	.....	14
道路の供用の開始 (平成19年 9月福岡県告示第1667号) 中正誤	.....	14
道路の区域の変更 (平成19年 9月福岡県告示第1679号) 中正誤	.....	14

## 告 示

福岡県告示第1897号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成19年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第 5 項の規定により公示する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

変更前

調査を行う者の名称	調 査 地 域
北九州市	若松区 大字修多羅、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目、和田町、大池町、白山一・二丁目、大井戸町、西園町、西畑町、東畑町、大谷町、山ノ堂町、大字小石、小糸町、中畑町、迫田町、上原町、栄盛川町、深町二丁目の各一部 山手町、白山三丁目、新大谷町、畑谷町
	小倉南区 中曽根東一丁目、下曽根一～四丁目、葛原東三・四丁目、沼南町一丁目の各一部
福岡市	早良区四箇三丁目
大牟田市	昭和開、大字手鎌の各一部

## 変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 大字修多羅、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目、和田町、大池町、白山一・二丁目、大井戸町、西園町、西畑町、東畑町、大谷町、山ノ堂町、上原町、栄盛川町、深町二丁目、下原町、棚田町、小糸町の各一部 山手町、白山三丁目、新大谷町、畑谷町 小倉南区 中曽根東一丁目、下曽根一～四丁目、葛原東三・四丁目、沼南町一丁目の各一部
福岡市	早良区四箇三丁目

福岡県告示第1898号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区西部	平成19年10月1日から 平成19年11月16日まで

福岡県告示第1899号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区一円	平成19年10月12日から 平成19年10月30日まで

福岡県告示第1900号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1901号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1902号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画用途地域を変更

福岡県告示第1903号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画道路を変更（福岡都市計画道路3・4・77号現人橋乙金線の変更）

福岡県告示第1904号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1905号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

古賀都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1906号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1907号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

筑紫野都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1908号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

---

福岡県告示第1909号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

久留米都市計画区域区分を変更

---

福岡県告示第1910号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

広川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

---

福岡県告示第1911号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

---

福岡県告示第1912号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

前原都市計画区域区分を変更

---

福岡県告示第1913号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

---

福岡県告示第1914号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

志摩都市計画区域区分を変更

---

福岡県告示第1915号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

二丈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1916号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第284号）により指定した福岡農業振興地域の区域、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した筑紫野農業振興地域の区域、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した前原農業振興地域の区域、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した粕屋農業振興地域の区域及び農業振興地域の指定（昭和45年3月福岡県告示第296号）により指定した志摩農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月15日

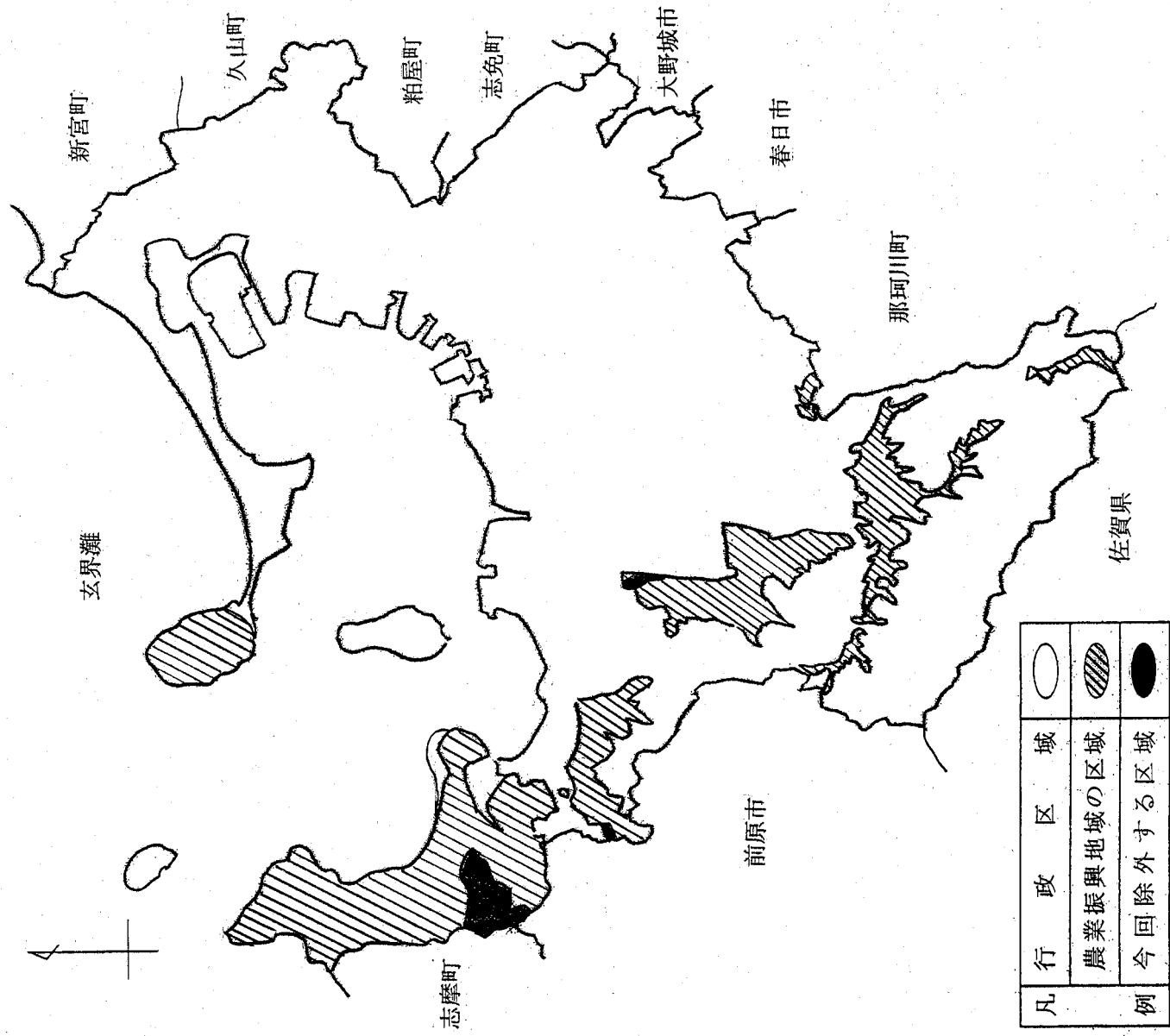
福岡県知事 麻 生 渡

農業振興地域名及び変更後の農業振興地域の範囲

農業振興地域名	変更後の農業振興地域の範囲
福岡地域	別図1の斜線部分に該当する土地の区域
筑紫野地域	別図2の斜線部分に該当する土地の区域
前原地域	別図3の斜線部分に該当する土地の区域
粕屋地域	別図4の斜線部分に該当する土地の区域
志摩地域	別図5の斜線部分に該当する土地の区域

別図1

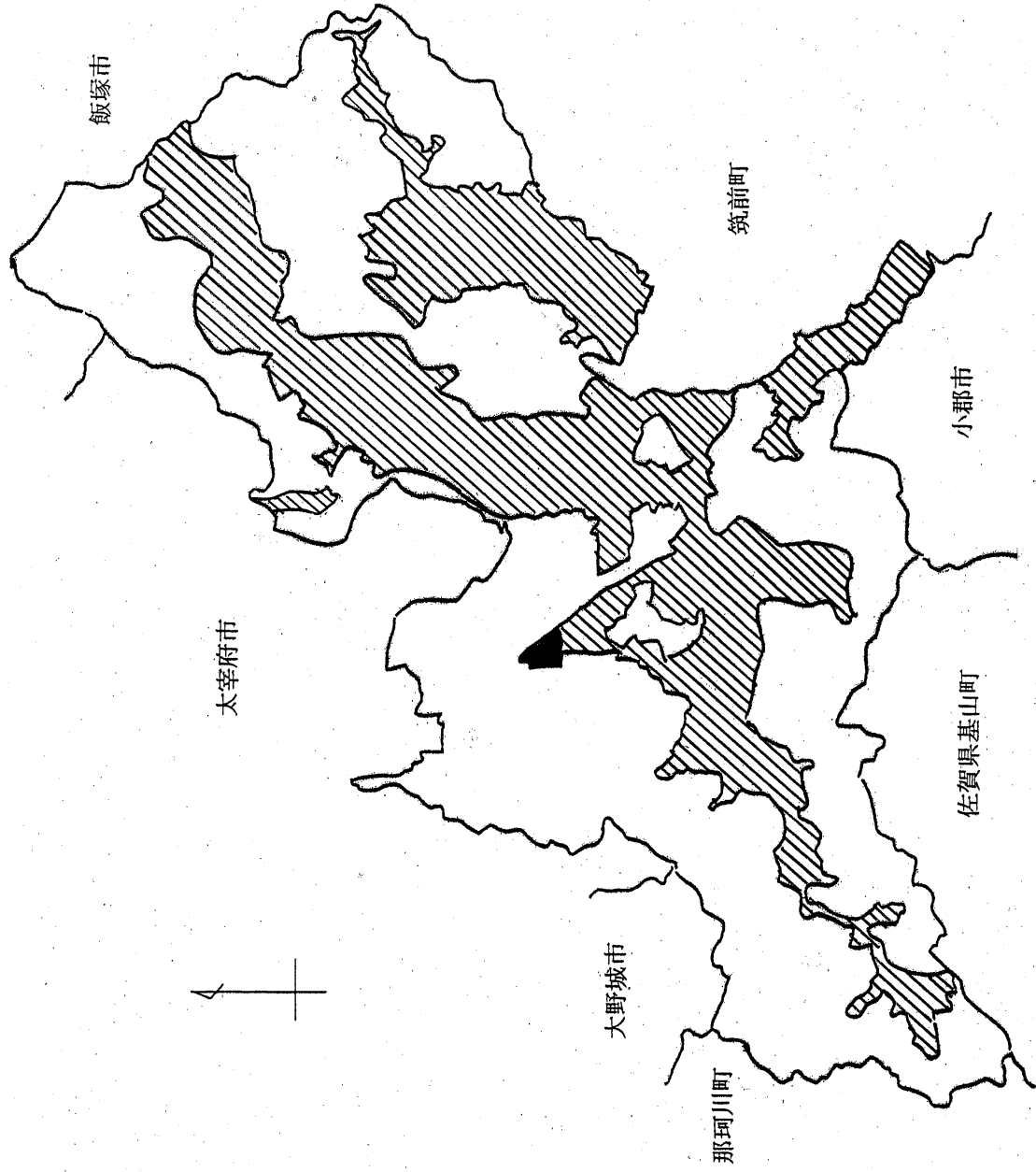
福岡農業振興地域の区域を表示した図面  
(福岡市)



凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●

別図2

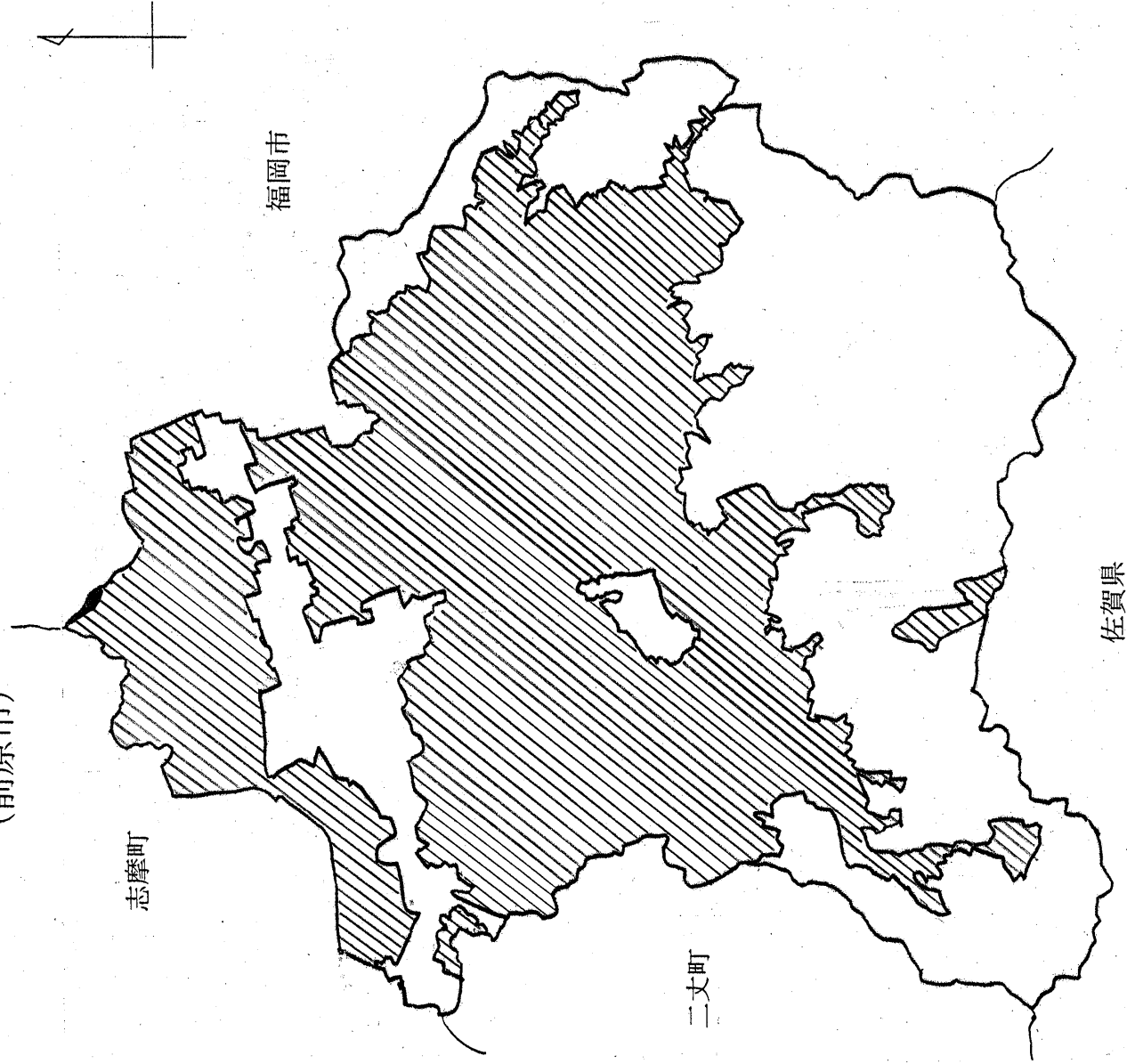
### 筑紫野農業振興地域の区域を表示した図面 (筑紫野市)



凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●

別図3

前原農業振興地域の区域を表示した図面  
(前原市)

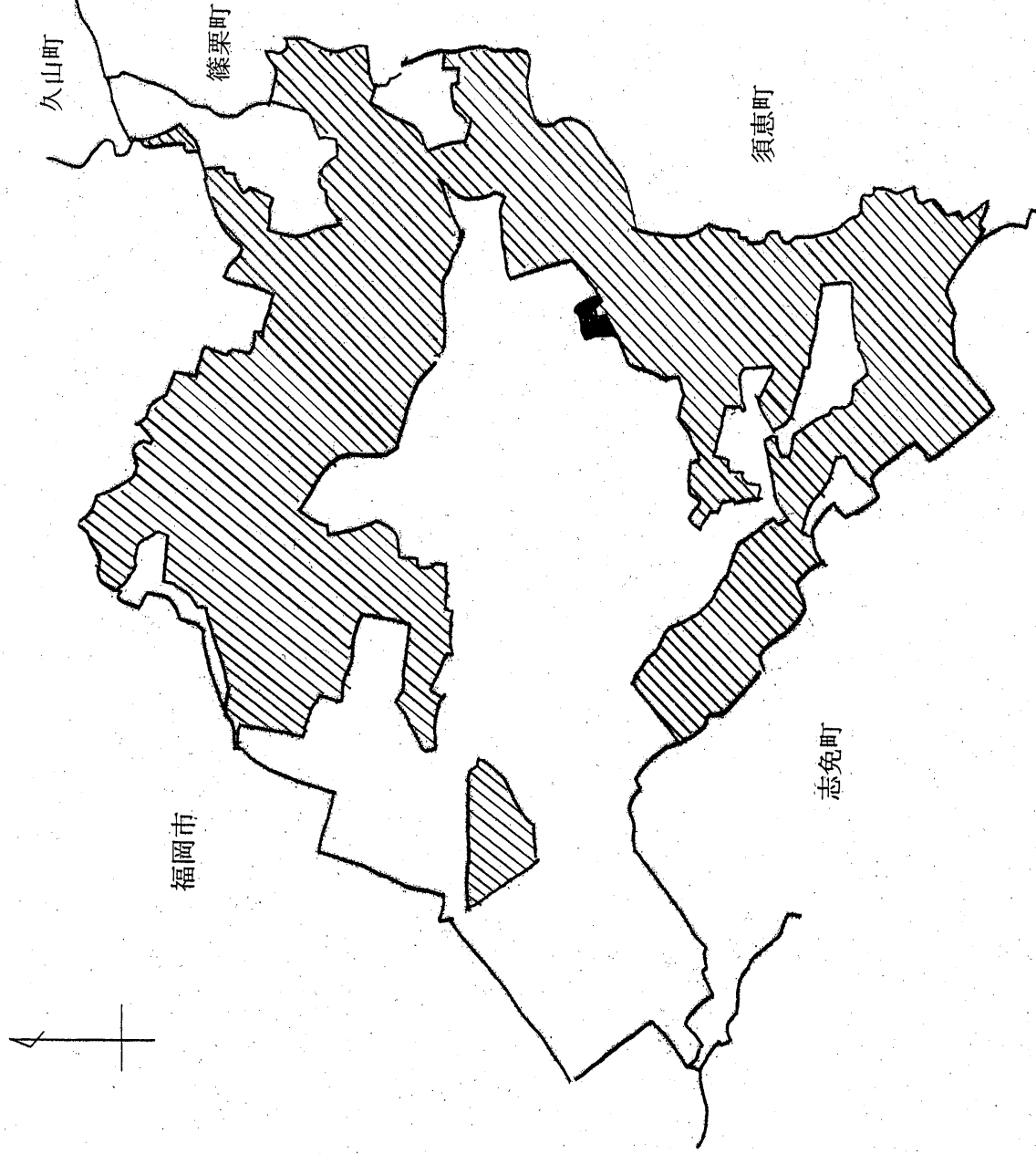


凡	行政区域	○
	農業振興地域の区域	▨
例	今回除外する区域	●



別図4

粕屋農業振興地域の区域を表示した図面  
(粕屋町)



凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●



# 公 告

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称  
久留米都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
久留米市荒木町藤田1423の1、1423の33、1423の34、1428の15、1441の6から1441の8まで、1448の5、1448の7から1448の10まで、1448の12、1448の16、1448の19、1454の9、1454の42及び1458の12の全部並びに1423の25、1423の28、1423の29、1423の31、1423の32、1423の35から1423の37まで、1441の1、1448の20、1454の2、1454の20、1454の24、1454の25及び1454の27の各地番の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
八女郡広川町大字藤田1425の7、1425の32、1425の41、1425の52、1453の5、1453の9、1463の84、1463の85、2015の5、2015の6、2106の3及び2555の3の全部並びに1425の14、1425の37、1425の47から1425の50まで、1425の53から1425の56まで、1454の1、1454の17、1463の69、1463の77、1463の78、1463の81及び1463の82の各地番の一部

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称  
広川都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
八女郡広川町大字藤田1425の7、1425の32、1425の41、1425の52、1453の5、1453の9、1463の84、1463の85、2015の5、2015の6、2106の3及び2555の3の全部並びに1425の14、1425の37、1425の47から1425の50まで、1425の53から1425の56まで、1454の1、1454の17、1463の69、1463の77、1463の78、1463の81及び1463の82の各地番の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
久留米市荒木町藤田1423の1、1423の33、1423の34、1428の15、1441の6から1441の8まで、1448の5、1448の7から1448の10まで、1448の12、1448の16、1448の19、1454の9、1454の42及び1458の12の全部並びに1423の25、1423の28、1423の29、1423の31、1423の32、1423の35から1423の37まで、1441の1、1448の20、1454の2、1454の20、1454の24、1454の25及び1454の27の各地番の一部

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称  
前原都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
前原市大字瀬戸字木の町659の1、660及び662の5の各地番の一部並びに字土井町917及び928の1の各地番の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
糸島郡二丈町大字波呂字塚本792から794まで、796、819の3及び820の1の各地番の一部並びに字千把田797、798及び820の3の各地番の一部

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称  
二丈都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
糸島郡二丈町大字波呂字塚本792から794まで、796、819の3及び820の1の各地番の一部並びに字千把田797、798及び820の3の各地番の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
前原市大字瀬戸字木の町659の1、660及び662の5の各地番の一部並びに字土井町917及び928の1の各地番の一部

## 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品の名称及び数量  
ヘリコプターテレビシステム自動追尾装置用遠隔制御装置 1式
  - (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成20年3月31日（月）
  - (4) 納入場所  
福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年10月25日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
  - (1) 期間等

平成19年10月15日（月）から平成19年10月25日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年10月25日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年10月26日（金）午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
  - (3) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤				
					上	下								
18・10・27	2600	告示	2112	3				表中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">土木事務所名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">柳川</td></tr> </table>	土木事務所名	柳川	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">土木事務所名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">朝倉</td></tr> </table>	土木事務所名	朝倉
土木事務所名														
柳川														
土木事務所名														
朝倉														
19・2・9	2640	告示	298	6				表中	椎田勝山線	田川犀川線				
19・9・10	2726	告示	1667	2				表中	節丸新田原停車場線	椎田新田原停車場線				
19・9・12	2727	告示	1679	3				表中	築上郡築上町大字櫛原172番地先から	築上郡築上町櫛原172番地先から				